

植栽管理業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項（適用範囲）

この仕様書は、秋田県青少年交流センターが施工する委託業務に適用する。

第2章 植栽管理

第1節 樹木管理

1 刈込剪定

- ① 仕立て松 6本（黒松、ロータリー内2本、ロータリー外周4本）
- ② 高木 38本（カイズカイブキ38本）
- ③ 中低木 500株（H<1m ドウダンツツジ、キリシマツツジ、ツツジ、サツキツツジ、レンゲツツジ、イヌツゲ、ジンチョウゲ、アベリア）

樹幹全体を観察し、枝葉密度の不均衡、樹幹線の変形及び異常の有無を点検し、所要の剪定及び刈り込みを行うこと。

また、必要がある場合は、担当者の指示により行うこと。

剪定作業中は、街路樹剪定士の資格者を現場に配し、作業員に対し適切な指示や指導を行うこと。

ア 樹木

- ① 車両の通行及び人の歩行に支障となる障害枝の枝おろし等を行う。
- ② 樹木全体を観察し、樹冠の修正、切り詰め、枝透かし等を行う。

イ 生垣

- ① 車両の通行及び人の歩行の安全や支障となる範囲の刈り込みを行う。
- ② 天部、端部を均一に刈り込む。

ウ その他

- ① 破損した支柱、枯れ枝、クモの巣はきれいに除去すること。
- ② 枝の内部で絡み合っている枝、半枯れ、弱っている枝、同じ方向に伸びている枝はいずれも切り取ること。
- ③ 風通しの悪い枝等は、樹木の形が乱れない程度に切り取ること。
- ④ 新芽が伸びたものは、必要に応じて切りつめること。
- ⑤ 剪定で発生した枝葉等は、芝地刈り込みで出た草と一緒に場内処分とする。

2 その他

- ① 樹木等の発育状態、病害虫の発生状況、枯死木の状況等を点検し、担当者に報告すること。
- ② 枯死木（松食い虫被害木以外）は、適切に撤去すること。
- ③ 近隣への対応が必要な場合は、担当者と相談し臨機に対応すること。
- ④ 剪定等作業後は清掃し、作業で発生したゴミ等は処分すること。

第2節 芝地管理

1 刈り込み ※刈り込み箇所は別紙図面参照

- ① 平坦地 年2回 集草して場内処分
- ② 法面 年2回 別紙図面の緑色で示した箇所は集草して場内処分
年1回 別紙図面の橙色で示した箇所は刈り倒し
- ③ 広場 年1回 集草して場内処分

第3節 園内清掃

- 1 抜根除草 年1回 区域内の人手による除草を行う。(主にロータリー付近、正面玄関付近)

第4節 着手届

1 着手届提出

受託者は作業の着手に先立ち、作業工程表を提出する。

- ① 年間工程表
- ② 週間工程表(作業に入る時)

第5節 委託作業の適正化

1 施工管理

- ① 受託者は作業工程表により適正な施工管理を行うものとする。
- ② 現行の作業工程表の変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度変更した作業工程表を提出して承認を受ける。

2 施工についての事前協議

特に施工時期の定められたもの、及び施工時期を逸すると効果の期待できない作業については、係員と事前に協議をはかる。

3 現場の安全管理

- ① 作業の施工にあたっては、来所者等の危険のないように十分注意して行う。
- ② 作業の施工にあたり、施設・樹木等を損傷しないように十分注意して行う。損傷した場合は、受託者の責任で原形に復旧する。
- ③ 受託者は人身事故、災害または第三者の損傷を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過および事故による被害の内容等について遅滞なく係員に報告する。

4 実施記録写真

受託者は係員より実施記録写真の撮影を指示されたときは、各作業ごとに施工状況を撮影、整理して係員の確認を受ける。なお、写真は作業の実施前、実施中、実施後の状況をそれぞれ同じ位置、方向から撮影する。

5 作業の確認

受託者は作業の確認を要する時点において作業実施確認を依頼し、また月ごとの作業完了後に報告書を提出すること。

第6節

1 後片付け

受託者は作業の完了に先立ち、速やかに不用材料を整理処分する。

2 作業の完了

受託者は作業の完了後、速やかに書類を点検整理し、所定の手続きをとる。